

# 大阪府行政書士会会則施行規則

	昭和53年7月28日	理事会承認
改正	昭和59年9月29日	理事会承認
	昭和63年1月30日	理事会承認
	昭和63年7月28日	理事会承認
	平成元年5月18日	理事会承認
	平成3年4月15日	理事会承認
	平成5年4月15日	理事会承認
	平成10年3月16日	理事会承認
	平成12年4月14日	理事会承認
	平成12年9月18日	理事会承認
	平成15年8月1日	理事会承認
	平成16年9月9日	理事会承認
	平成19年2月13日	理事会承認
	平成21年2月19日	理事会承認
	平成22年1月8日	理事会承認
	平成22年3月9日	理事会承認
	平成22年3月29日	理事会承認

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大阪府行政書士会会則(以下「会則」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 会員

(会員届)

**第2条** 会則第6条の2の規定により本会に入会した行政書士は、直ちに会員届(別記様式第1号)2通を、会員必要物件実費10,000円を添えて提出しなければならない。

2 前項の会員届には次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 誓約書(別記様式第8号)
- (2) その他本会において必要と認めるもの。

3 本会は、第1項の会員届を受理したときは、その1通を提出した者の所属する支部に送付するものとする。

(法人会員届)

**第2条の2** 会則第6条の3の規定により本会に入会した行政書士法人は、会員となった日から2週間以内に、その代表者が、法人会員届(別記様式第1号の2)2通を、

会員必要物件実費6,000円を添えて提出しなければならない。

2 前項の法人会員届には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 誓約書(別記様式第8号の2)
- (2) その他本会において必要と認めるもの。

3 本会は、第1項の法人会員届を受理したときは、その1通を当該法人の事務所所在地の支部に送付するものとする。

(職印届)

**第3条** 個人会員は、会則第8条第1項の規定による職印届(別記様式第2号)に氏名を自署し、職印を押さなければならない。

2 法人会員は、会則第8条第2項の規定による職印届(別記様式第2号の2)に事務所の名称を記載し、職印を押さなければならない。

3 前二項の規定は改印の場合に準用する。(変更等の支部への通知)

**第4条** 本会は、個人会員の登録の抹消、又は登録事項の変更があった場合、その届出書又は申請書の写しを添付して当該会員の所属支部に通知するものとする。

2 法人会員の解散、退会又は法人名簿登載事項の変更があった場合、前項の規定に準じるものとする。

(懲戒処分届)

**第5条** 個人会員は、会則第9条第1項に規定する届出を懲戒処分届(別記様式第3号)により行うものとする。

2 法人会員は、会則第9条第2項に規定する届出を懲戒処分届(別記様式第3号の2)により行うものとする。

(会員証及び行政書士徽章の交付)

**第6条** 本会は、入会した個人会員に対し、会員証(別記様式第4号)及び行政書士徽章を交付し、法人会員に対しては、会員証(別記様式第4号の2)を交付するものとする。

2 本会は、会員証記載事項につき、日本行

政書士会連合会（以下「連合会」という。）行政書士登録事務取扱規則第18条第4項の行政書士登録変更通知書による通知を受けたとき、又は連合会行政書士法人届出事務取扱規則第11条第1項により法人名簿登載事項変更通知を受けたときは、遅滞なく旧会員証の返還を受け、新たに会員証を作成し、これを当該会員に交付するものとする。

- 3 本会は、前二項の規定並びに本条第6項の規定により会員証を交付したときは、個人会員については会員証発行簿に、法人会員については法人会員証発行簿に、会員証の新発行、若しくは再交付の旨を記載するものとする。
- 4 個人会員が退会し又は登録の取消を受けたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく本会に会員証を返還しなければならない。個人会員が法第14条に規定する業務の停止又は禁止の処分を受けた場合においても、同様とする。
- 5 法人会員は、退会し又は法第14条の2第1項又は第2項に規定する業務の全部の停止又は解散の処分を受けたときは、遅滞なく本会に会員証を返還しなければならない。
- 6 本会は、会員が会員証を滅失し、又は損傷し、若しくは個人会員にあっては法第14条に規定する業務の停止の処分、法人会員にあっては法第14条の2第1項又は第2項に規定する業務の全部の停止の処分の期間が満了したときは、その会員の申請により会員証を再交付するものとする。
- 7 会員は、会員証を損傷して再交付を受ける場合は、新会員証の交付を受けるのと引きかえに旧会員証を本会に返還しなければならない。
- 8 会員は、会員証又は行政書士徽章の再交付を申請するときは、会員証・行政書士徽章再交付申請書（別記様式第5号）1通に次の各号に定める料金を添えて申請しな

ればならない。

- (1) 会員証 300円
- (2) 行政書士徽章 3,000円

- 9 個人会員は、本条第2項及び第6項の場合には写真2枚を提出しなければならない。

### 第3章 登録

（登録及び届出事務）

**第7条** 本会は、行政書士名簿の登録及び変更登録に関して、その事務の一部を、法及び連合会会則の規定に基づき、連合会行政書士登録事務取扱規則及び行政書士登録事務処理要領に依拠して取り扱うものとする。

- 2 本会は、行政書士法人の届出に関して、その事務の一部を、法及び連合会会則の規定に基づき、連合会行政書士法人届出事務取扱規則及び行政書士法人届出事務処理要領に依拠して取り扱うものとする。

### 第4章 件別報酬標準額

（件別報酬標準額）

**第8条** 削除

### 第5章 会費の減免

（会費の延納、減額、免除）

**第9条** 会員は、会則第13条第1項の規定により会費の延納、減額、又は免除の申請をするときは、会費延納（減額、免除）申請書（別記様式第6号）により行うものとする。

- 2 会長は、前項の申請について会則第13条第3項の議決を経たときは、会費延納（減額、免除）決定通知（別記様式第7号）により当該支部長及び申請者にその旨通知するものとする。

### 第6章 理事

（理事の選出）

**第10条** 理事は、各支部が当該支部の個人会員の中から1名の候補者を推薦し、総会に

において選任する。ただし、役員改選年の1月1日現在で支部会員数の多い上位5支部については、2名を推薦することができる。

- 2 前項ただし書において、会員数同数により5支部を超えるときは、同数支部の抽選により決定する。
- 3 第1項本文において、支部が推薦する候補者は、原則として支部長とする。
- 4 第1項において、支部からの推薦者が全くないときは、その支部の個人会員の中から会長が1名の候補者を推薦するものとする。
- 5 会員以外の理事は、会長が理事会の承認を得て候補者を推薦し、総会において選任する。
- 6 前各項の他、会長は、必要とする範囲内で個人会員の中から理事候補者を推薦し、総会において選任する。  
(理事候補者の推薦基準)

**第10条の2** 各支部及び会長は、理事候補者の推薦にあたり、役員としての品位及び識見を備え、かつ行政書士制度の発展に貢献する意欲のある会員を推薦するように努めなければならない。

## 第7章 業務組織

### 第1節 部及びセンター並びに常設委員会

(部・センター・常設委員会)

**第11条** 会則第3条に規定する事業を行うため、同第35条第1項の規定により、本会に次の部及びセンター並びに常設委員会を置く。

- (1) 総務部
- (2) 経理部
- (3) 企画広報部
- (4) 法規部
- (5) 業務部
- (6) 研修部
- (7) ADRセンター（通称：市民と企業の

ための総合センター)

- (8) 監察・紛議調停委員会
- (9) 行政書士試験実施委員会
- (10) 申請取次行政書士管理委員会
- (11) 高年会費滞納者対策委員会  
(各部・センター・常設委員会の業務)

**第12条** 前条に定める各部及びセンター並びに常設委員会の業務は、次の各項のとおりとする。

### 2 総務部

- (1) 公印の保管に関する事項
- (2) 文書の收受及び発送に関する事項
- (3) 行政書士の登録に関する事項
- (4) 行政書士法人の届出に関する事項
- (5) 行政書士及び行政書士法人の入会に関する事項
- (6) 補助者の届出等に関する事項
- (7) 会員名簿、会員証、行政書士徽章、補助者証及び補助者章等に関する事項
- (8) 渉外に関する事項
- (9) 事務連絡及び協議に関する事項
- (10) 諸会議の開催に関する事項
- (11) 顕彰に関する事項
- (12) 事務局に関する事項
- (13) 会員の共済事業に関する事項
- (14) 会員の親睦、趣味、娯楽及びレクリエーションに関する事項
- (15) 会員の慶弔に関する事項
- (16) 会員の福利厚生に関する一切の事項
- (17) 本会及び会員に関する情報の管理に関する事項
- (18) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項
- (19) その他、他の部、センター及び常設委員会に属さない事項

### 3 経理部

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 金銭及び物品の出納保管に関する事項
- (3) 会費及び入会金等の徴収並びに諸経費の支払いに関する事項（ただし、高額

- 会費滞納者対策委員会の所掌事務を除く。)
- (4) 経理記録の記載及び保存に関する事項
  - (5) 資産の管理に関する事項
  - (6) その他、財務の取扱に関する一切の事項
- 4 企画広報部
- (1) 行政書士制度に関する調査研究及び提言に関する事項
  - (2) 年間行事の企画立案及び整備に関する事項
  - (3) 業務関係以外の講演会及び研修会等の開催に関する事項
  - (4) 各部及び各委員会並びに支部の活動調整及び連絡強化に関する事項
  - (5) 長期計画の立案及び推進に関する事項
  - (6) 報酬額の調査研究立案に関する事項
  - (7) 府民及び関係機関に対する広報活動に関する事項
  - (8) 行政書士業及び会務に関連する情報の収集に関する事項
  - (9) 会報の編集及び発行に関する事項
  - (10) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項
  - (11) その他、企画立案及び広報に関する一切の事項
- 5 法規部
- (1) 諸法規の調査研究及び指導に関する事項
  - (2) 会則及び諸規則等の整備に関する事項
  - (3) 関係部門に対する、法律問題の意見呈示に関する事項
- 6 業務部
- (1) 行政書士業務に関する企画開発及び調査研究並びに指導に関する事項
  - (2) 業務に関連する情報の収集及び検討に関する事項
  - (3) 関係機関との協議、折衝に関する事項
  - (4) 業際問題についての調査研究に関する事項
- 7 研修部
- (1) 行政書士業務に関する講演会及び研修会等の開催に関する事項
  - (2) 会員の品位保持、資質向上のための講演会及び研修会等の開催に関する事項
  - (3) 支部が行う研修会等の支援に関する事項
- 8 ADRセンター
- (1) 行政書士ADRセンター大阪の実施及び運営に関する事項
  - (2) 日本司法支援センターへの参加・協力に関する事項
  - (3) 業務関係の無料相談に関する事項
  - (4) 前各号に関する相談員等の養成に関する事項
- 9 監察・紛議調停委員会
- (1) 非行政書士の排除に関する事項
  - (2) 非行政書士法人の排除に関する事項
  - (3) 官公署窓口における非行政書士の規制に関する事項
  - (4) 紛議事案の処理に関する事項
- 10 行政書士試験実施委員会
- (1) 法第4条第1項の規定により指定試験機関が行う試験事務への協力に関する事項
- 11 申請取次行政書士管理委員会
- (1) 申請取次行政書士の受付審査及び管理に関する事項
- 12 高額会費滞納者対策委員会
- (1) 高額会費滞納会員の調査に関する事項
  - (2) 会費等の高額滞納状況の解消に関する事項
- (部・センター・常設委員会の構成及び組織)
- 第13条** 部に部長1名、副部長及び部員若干名を置く。
- 2 部長は、常任理事の中から理事会の同意を得て会長が委嘱する。
  - 3 副部長及び部員は、理事及び個人会員の中から会長が委嘱する。ただし、業務部及

び研修部については、各専門部会の座長から推薦された世話人各1名を含むものとする。

- 4 部長は部の業務を主管する。
- 5 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。
- 6 部員は部長及び副部長を補佐し、部長及び副部長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により又はあらかじめ部長の定める順により、その職務を行う。
- 7 第11条に規定するセンターに、センター長1名、副センター長及び所員若干名を置く。
- 8 第11条に規定する常設委員会に、委員長1名、副委員長及び委員若干名を置く。
- 9 センター長及び委員長は、理事の中から理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 10 第3項から第6項の規定は、センター及び常設委員会に準用する。この場合において、部とあるのはセンター又は常設委員会、部長とあるのはセンター長又は委員長、副部長とあるのは副センター長又は副委員長、部員とあるのは所員又は委員とそれぞれ読み替えるものとする。

(任期)

**第14条** 部長、副部長及び部員の任期は、就任後第2回目の定時総会終結の時までとする。ただし、後任者が選任されるまでは、その任に当たるものとする。

2 補欠又は増員により選任された者の任期は、前任者又は他の在任者の残任期間と同一とする。

3 前各項の規定は、センター及び常設委員会の構成員に準用する。前条第10項後段の定めは、本項において同様とする。

(分科会)

**第14条の2** 削除

(専門部会)

**第14条の3** 本会は、会員が、業務の専門分野について、業務の研究、情報の提供、会

員相互の情報交換及び自主研修等の活動を行うため、理事会の承認を得て、業務部及び研修部のもとに次の専門部会を置く。

- (1) 運輸交通部会
- (2) 建設産廃部会
- (3) 保健風営部会
- (4) 法人部会
- (5) 法務部会
- (6) 国際部会
- (7) 土地開発部会
- (8) 知的財産部会

2 専門部会は、業務部及び研修部の業務執行に協力しなければならない。

3 本会は、第1項の専門部会に対して、常任理事会の承認を得て、活動費の一部を支給することができる。

4 専門部会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第2節 削除

(部長会の組織・運営)

**第15条** 削除

(部長会の職務)

**第16条** 削除

## 第3節 特別委員会

(特別委員会の構成及び組織)

**第17条** 会則第35条第2項に規定する委員会に、委員長1名、副委員長及び委員若干名を置く。

2 委員長は、理事の中から理事会の同意を得て会長が委嘱する。ただし、副会長の中から選任することを妨げない。

3 委員長、副委員長及び委員の任期は、これを委嘱した会長の任期と同一とする。

4 第13条第3項本文、同条第4項から第6項及び第14条第2項の規定は、特別委員会に準用する。この場合において、部とあるのは特別委員会、部長とあるのは委員長、副部長とあるのは副委員長、部員とあるのは委員とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

この規則は昭和53年8月1日から施行する。

(昭和53年7月28日理事会承認)

#### 附 則

1 この規則は昭和59年10月1日から施行する。

2 経過措置 本規則施行前の登録証明書は本規則でいう登録証とみなす。

(昭和59年9月29日理事会承認)

#### 附 則

この規則は昭和63年1月30日から施行する。

(昭和63年1月30日理事会承認)

#### 附 則

1 この規則は昭和63年7月28日から施行する。

2 第10条後段に規定する会長推薦理事は、当分の間7名の範囲内で推薦するものとする。

(昭和63年7月28日理事会承認)

#### 附 則

この規則は平成元年5月18日から施行する。

(平成元年5月18日理事会承認)

#### 附 則

この規則は、会則改正の認可のあった日から施行する。

(平成3年4月15日理事会承認)

#### 附 則

この規則は、平成5年4月15日から施行する。

(平成5年4月15日理事会承認)

#### 附 則

この規則は平成10年4月1日から施行する。

(平成10年3月16日理事会承認)

#### 附 則

この規則は平成12年4月14日から施行する。

(平成12年4月14日理事会承認)

#### 附 則

この規則は平成12年9月18日から施行する。

(平成12年9月18日理事会承認)

#### 附 則

1 この規則は平成15年5月9日から施行する。

2 会員記章(別記第9号様式)は当分の間、行政書士徽章に代わるものとして使用することができる。

(平成15年8月1日理事会承認)

#### 附 則

この規則は平成16年9月9日から施行する。

(平成16年9月9日理事会承認)

#### 附 則

1 この規則は平成19年4月1日から施行する。

2 第10条第6項に規定する会長推薦理事は、当分の間7名の範囲内で推薦するものとする。

(平成19年2月13日理事会承認)

#### 附 則

この規則は平成21年4月1日から施行する。

(平成21年2月19日理事会承認)

#### 附 則

この規則は平成22年1月8日から施行する。

(平成22年1月8日理事会承認)

#### 附 則

この規則は、平成22年3月9日から施行する。

(平成22年3月9日理事会承認)

#### 附 則

この規則は、平成22年3月29日から施行する。

(平成22年3月29日理事会承認)